

平成 29 年 4 月 10 日

参議院厚生労働委員会
理事 足立 信也 様

精神保健福祉法改正に関する意見書

一般社団法人日本精神科看護協会

会長 末安 民生

一般社団法人日本作業療法士協会

会長 中村 春基



平成 28 年 1 月から開催された「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、改正精神保健福祉法（平成 26 年）の施行後 3 年の見直しに向けた議論が行われ、新たな地域精神保健医療体制のあり方や措置入院制度に係る医療等の充実について報告書がとりまとめられました。そして、それらを盛り込んだ精神保健福祉法案が平成 29 年 2 月 28 日に閣議決定されましたが、今回の法改正については平成 28 年 7 月に発生した相模原市の障害者支援施設における事件の影響を受けています。

今回の精神保健福祉法の改正案について、精神保健医療福祉の現場で精神障害者の支援に携わる専門職として支持し、以下の通り意見を申し述べます。

1. 当事者が参画する治療および退院後の継続支援の実施

今回の改正案は、措置入院患者に対する入院医療、退院後の継続医療等の充実が期待できることから、迅速な施行を望むところである。

なお、措置入院患者の退院後支援計画の作成や調整会議については、病状を見ながら患者を参画させることが望ましいと考える。患者が自らの治療や、退院後の生活を関係者に支えられることを知ることは、患者が疾患と向き合い受け止める貴重な機会となるからである。

2. 相模原市の障害者支援施設における事件の究明

平成 28 年 12 月に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書が公表されたが、被疑者に措置入院歴があったことから、措置入院制度に関する課題を中心に検討されたものであった。しかし、被疑者の障害者に対する偏った思想と精神障害の因果関係は明らかになっていない。このような状況で、事件の発生を法改正の背景とすることは精神障害者と事件を結びつけることになり、精神障害者に対する偏見を助長することになる。そもそも、今回の法改正は予定されたものであり、法改正とは別に事件のさらなる究明を行う必要がある。その際には、当事者の参加を求めることが、共生社会の実現につながると考えられる。

以上

平成 29 年 4 月 10 日

参議院議員

衛藤 晟一 様

精神保健福祉法改正に関する意見書

一般社団法人日本精神科看護協会

会長 末安民生

一般社団法人日本作業療法士協会

会長 中村春基



平成 28 年 1 月から開催された「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、改正精神保健福祉法（平成 26 年）の施行後 3 年の見直しに向けた議論が行われ、新たな地域精神保健医療体制のあり方や措置入院制度に係る医療等の充実について報告書がとりまとめられました。そして、それらを盛り込んだ精神保健福祉法案が平成 29 年 2 月 28 日に閣議決定されましたが、今回の法改正については平成 28 年 7 月に発生した相模原市の障害者支援施設における事件の影響を受けています。

今回の精神保健福祉法の改正案について、精神保健医療福祉の現場で精神障害者の支援に携わる専門職として支持し、以下の通り意見を申し述べます。

1. 当事者が参画する治療および退院後の継続支援の実施

今回の改正案は、措置入院患者に対する入院医療、退院後の継続医療等の充実が期待できることから、迅速な施行を望むところである。

なお、措置入院患者の退院後支援計画の作成や調整会議については、病状を見ながら患者を参画させることが望ましいと考える。患者が自らの治療や、退院後の生活を関係者に支えられることを知ることは、患者が疾患と向き合い受け止める貴重な機会となるからである。

2. 相模原市の障害者支援施設における事件の究明

平成 28 年 12 月に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書が公表されたが、被疑者に措置入院歴があったことから、措置入院制度に関する課題を中心に検討されたものであった。しかし、被疑者の障害者に対する偏った思想と精神障害の因果関係は明らかになっていない。このような状況で、事件の発生を法改正の背景とすることは精神障害者と事件を結びつけることになり、精神障害者に対する偏見を助長することになる。そもそも、今回の法改正は予定されたものであり、法改正とは別に事件のさらなる究明を行う必要がある。その際には、当事者の参加を求めて検証することが、共生社会の実現につながると考えられる。

以上

平成 29 年 4 月 10 日

参議院厚生労働委員会

理事 足立 信也 様

精神保健福祉法改正に関する意見書

一般社団法人日本精神科看護協会

会長 末安民生

一般社団法人日本作業療法士協会

会長 中村春基



平成 28 年 1 月から開催された「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、改正精神保健福祉法（平成 26 年）の施行後 3 年の見直しに向けた議論が行われ、新たな地域精神保健医療体制のあり方や措置入院制度に係る医療等の充実について報告書がとりまとめられました。そして、それらを盛り込んだ精神保健福祉法案が平成 29 年 2 月 28 日に閣議決定されましたが、今回の法改正については平成 28 年 7 月に発生した相模原市の障害者支援施設における事件の影響を受けている等、さまざまな意見が出されています。

今回の精神保健福祉法の改正案について、精神保健医療福祉の現場で精神障害者の支援に携わる専門職として支持し、以下の通り意見を申し述べます。

1. 当事者が参画する治療および退院後の継続支援の実施

今回の改正案は、措置入院患者に対する入院医療、退院後の継続医療等の充実が期待できることから、迅速な施行を望むところである。

なお、措置入院患者の退院後支援計画の作成や調整会議については、病状を見ながら患者を参画させることが望ましいと考える。患者が自らの治療や、退院後の生活を関係者に支えられることを知ることは、患者が疾患と向き合い受け止める貴重な機会となるからである。

2. 相模原市の障害者支援施設における事件の究明

平成 28 年 12 月に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書が公表されたが、被疑者に措置入院歴があったことから、措置入院制度に関する課題を中心に検討されたものであった。しかし、被疑者の障害者に対する偏った思想と精神障害の因果関係は明らかになっていない。このような状況で、事件の発生を法改正の背景とすることは精神障害者と事件を結びつけることになり、精神障害者に対する偏見を助長することになる。そもそも、今回の法改正は予定されたものであり、法改正とは別に事件のさらなる究明を行う必要がある。その際には、当事者の参加を求め検証することが、共生社会の実現につながると考えられる。

以上

平成 29 年 4 月 10 日

参議院議員

衛藤 晟一 様

精神保健福祉法改正に関する意見書

一般社団法人日本精神科看護協会

会長 末安 民生

一般社団法人日本作業療法士協会

会長 中村 春基



平成 28 年 1 月から開催された「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」では、改正精神保健福祉法（平成 26 年）の施行後 3 年の見直しに向けた議論が行われ、新たな地域精神保健医療体制のあり方や措置入院制度に係る医療等の充実について報告書がとりまとめられました。そして、それらを盛り込んだ精神保健福祉法案が平成 29 年 2 月 28 日に閣議決定されましたが、今回の法改正については平成 28 年 7 月に発生した相模原市の障害者支援施設における事件の影響を受けている等、さまざまな意見が出されています。

今回の精神保健福祉法の改正案について、精神保健医療福祉の現場で精神障害者の支援に携わる専門職として支持し、以下の通り意見を申し述べます。

1. 当事者が参画する治療および退院後の継続支援の実施

今回の改正案は、措置入院患者に対する入院医療、退院後の継続医療等の充実が期待できることから、迅速な施行を望むところである。

なお、措置入院患者の退院後支援計画の作成や調整会議については、病状を見ながら患者を参画させることが望ましいと考える。患者が自らの治療や、退院後の生活を関係者に支えられることを知ることは、患者が疾患と向き合い受け止める貴重な機会となるからである。

2. 相模原市の障害者支援施設における事件の究明

平成 28 年 12 月に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書が公表されたが、被疑者に措置入院歴があったことから、措置入院制度に関する課題を中心に検討されたものであった。しかし、被疑者の障害者に対する偏った思想と精神障害の因果関係は明らかになっていない。このような状況で、事件の発生を法改正の背景とすることは精神障害者と事件を結びつけることになり、精神障害者に対する偏見を助長することになる。そもそも、今回の法改正は予定されたものであり、法改正とは別に事件のさらなる究明を行う必要がある。その際には、当事者の参加を求め検証することが、共生社会の実現につながると考えられる。

以上